

三次市教育委員会議案第 53 号

動産の買入れの契約について

教育に関する事務に係る動産の買入れの契約についてを令和 6 年 3 月定例市議会に提出することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律 162 号）第 29 条の規定により、次のとおり動産を買入れすることについて、三次市教育委員会会議の意見を求める。

令和 6 年 3 月 13 日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範